

心配される南海トラフ巨大地震に備えて 耐震診断・耐震改修をしませんか？



小松島市木造住宅耐震化促進事業

市では、市内にある木造住宅の耐震診断や、診断の結果、大規模な地震で倒壊の可能性があるとして診断された住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助しています。(次の①～⑤の支援制度があります。)

【お問い合わせ・申込先】

市住宅課（市役所2階）

☎ 32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.

tokushima.jp

① 耐震診断支援

平成12年5月31日以前に着工し、現在居住している木造住宅（改修後に居住する予定の住宅も含む）で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎ 在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法による住宅（丸太工法やプレファブ工法は除く）

◎ 地上3階までの住宅（戸建、長屋、併用住宅および共同住宅で貸家を含む）

【受付期限】

平成28年12月26日(月)まで

※土日祝日は除く

【自己負担金】

・一戸建て 3千円

・二戸建て以上(共同住宅など) 6千円

【申込方法】

ご希望の方は、建物の登記簿謄本または建築確認通知書等と印鑑をご持参のうえ、住宅課までお申し込みください。(共同住宅などの場合は、居住者全員の同意が必要です。)

② 木造住宅耐震改修支援

(本格改修・改修後の上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事)

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

◎ 市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断され、改修後の評点を1.0以上に耐震性能を向上させる耐震改修工事(建て替え工事は該当しません。)

【補助金額】

補助対象工事費の3分の2以内(最大80万円)を補助します。

● 奨励リフォーム補助

耐震改修工事費が120万円を超える場合やリフォームを同時に施工した場合には、耐震補助の対象工事費を超える当該工事費分の5分の1以内(最大15万円)を更に補助します。

③ 住まいの安全・安心なリフォーム支援

(簡易補強・改修前の上部構造評点以上とする耐震補強工事等)

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎ 市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅

◎ 高さ1.5m以上の家具を固定する工事とあわせて、次の(1)～(3)のうち1つ以上の工事を実施

(1) 改修前の評点以上(ただし、持家は0.7以上、貸家は1.0以上)に耐震性能を向上させる耐震補強工事

(2) 耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置

(3) 一部屋補強等の耐震補強工事

【補助金額】

補助対象工事費の4分の3以内(最大60万円)を補助します。